

Nabeshima Labor Management

2017

平成 29 年 10 月より

育児休業期間の再延長及び育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されております。
(子の誕生日が平成 28 年 3 月 31 日以降の場合に対象)

改正前

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業期間及び育児休業給付の支給対象期間の延長が可能。

改正後

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業期間の再延長及び育児休業給付の支給対象期間の延長が可能となりました。



どのような場合に延長できるのか？

- 1) 保育所等（※1）に申込みを行っているが、子が1歳6か月に達する日後の期間について当面その実施が行われない場合。
- 2) 子の養育を行っている配偶者（※2）であって、子が1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が死亡・負傷・疾病等に該当した場合。
- 3) 期間雇用者の方は、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が2歳までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要。

※1 保育所は無認可保育園は含まれません。

予め1歳6か月に達する日の翌日について保育所等に保育実施の申込みを行っていない場合は該当しません。

※2 配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

どのような状況なら延長可能？必要な書類は？



手続きに必要な書類は？

※延長できる理由ごとに下記の確認書類が必要となります。

- 1) 「市町村が発行した保育所の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」、子が1歳に達する日の翌日において保育が実施されていない証明。
- 2) 「世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳」、「保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等」・・・など。

【例】



平成 29 年 10 月 1 日より
支給対象となる期間の延長が可能となります。

お知らせ

◆「労働基準関係法令違反に係る公表事案」について

厚生労働省より各都道府県労働局が公表をした労働基準関係法令違反の企業名及び事案が公表されております。

自然との共生

10月9日、久しぶりに日光を歩いてきました。

《筆者：佐藤 佳苗》



光徳牧場から出発



紅葉が始まっていました



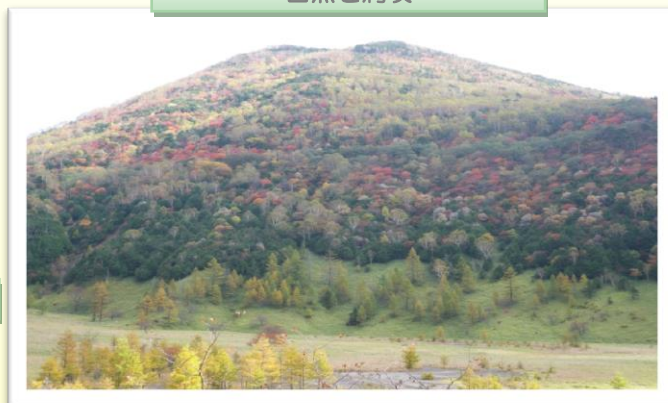
沼沼で一息

自然の中に身をゆだね、
新鮮な空間を味わっています。



切込湖・刈込湖で20分の昼食

自然を満喫



わたしのひとこと

労務管理の中で、現在大きな問題になっているのが精神疾患（うつ病）に罹患している人の問題です。うつ病とは、無気力や絶望感に悩まされる「心」の病気です。人間、だれもがひどく落ち込んでしまうことは日々あることですが、何かのきっかけを機に、また平常心を取り戻しているのです。何事に対してもやる気が起こらず、「自分はダメな人間だ」「こんな自分はいないほうがいい」と罪悪感を抱くようになることがこの病気の特徴で、細かい神経の持ち主の人に多いといわれています。原因がわかっている場合、それを取り除けばよいのです。しかし、原因がはっきりしない人にとってはそう簡単ではありません。この病気の原因は「不安」にあるのではないかと察します。金銭、不労、病気、家庭生活等の不安です。治癒するためには、周囲とのつながり、そして医師との連携が必要です。また、家族のカウンセリングも必要となってきます。とにかくこの疾患の人が多く増えているのが実情です。不安定な社会環境での生活が問題なのではないでしょうか？職場でも慎重な扱いが必要とされています。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

